

極秘

大藏省設置法

第一章 総則（第一條—第一條）
第二章 官制

第一節 内閣府（第一條—第一條）

第二節 内閣府（第一條—第一條）

第三節 地方支分部局（第十五條—第二十五條）

第一款 賦稅局（第六條—第二十二條）

第二款 税関（第二十二條—第二十六條）

第三節 外局（第二十七條—第四十一條）

第一節 証券取引委員会（第二十八條—第二十九條）

第二節 造幣廠（第三十條—第三十六條）

第三節 印刷局（第三十七條—第四十四條）

第四章 職員（第四十五條—第四十六條）

第五章 公 行（第四十七條）

附 則

4/15 三原 氏

大蔵海設置法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業と能率的に遂行するに足りる組織を定めることとを目的とする。

(設置)

第二條 大蔵省は、大蔵省令で、附則に示す事項をこゝに定める第一條の規定に基いて、大蔵省の組織及び事務を定める。

(任務)

第三條 大蔵省は、次に掲げる事項に関する行政事務及び事業を一元的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 国の財政

二 通貨

三 金融

四 証券取引

五 造幣事業

六 印刷事業

(権限)

第四條 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）で定めておかなければ行わない。

一 所掌の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をなすこと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に必要必要な事務所等の施設を設けし、これを管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務費、事務用品、研究開発費等正額を調達すること。

- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員、役員及び委員の行状を調査し、その功罪賞罰の公平を維持すること。
- 七 職員の専らその職務の爲りに必要なる旅費を給し、これを管理すること。
- 八 積蓄の資本を管理し、これを増進すること。
- 九 行政事務に關する統計及び調査資料を領し、又は刊行すること。
- 十 新事業の調査を行ひ、法令の定めるところに従ひ、必要の措置をとること。
- 十一 事業事務の調査を掌ること。
- 十二 大蔵府の公印を制定すること。
- 十三 國の予算、決算及び会計に關する制度を統一すること。
- 十四 國の予算及び決算を作成すること。
- 十五 國の予算費を管理すること。
- 十六 各省各庁の支出負担行態又は収支の計帳を承認すること。
- 十七 各省各庁の小切手又は西曆金振替票につき認証を行うこと。
- 十八 國の予算の執行に關し、報告の徴取、支地調査及び指示を行うこと。

- 十九 地方公共団体の職務を監督すること。
- 二十 府県税、関税及びとん税を賦課徴収すること。
- 二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の買取価格を決定すること。
- 二十二 關稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
- 二十三 陸境に對しての税關貨物取扱人の許可を予へ、これを監督すること。
- 二十四 森林法（パルミール）に關するものを設け、一を管理す。
- 二十五 官有財産を統括し、報告の徴取、又は正當なる指示を行うこと。
- 二十六 官有財産を管理し、処分すること。
- 二十七 國家公務員の給金の徴收、維持及び管理に關する法令調査を行うこと。
- 二十八 買取及び無罪を執行し、日本銀行の発行を監視すること。
- 二十九 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十一 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十二 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十三 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十四 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十五 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十六 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十七 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十八 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 三十九 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十一 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十二 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十三 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十四 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十五 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十六 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十七 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十八 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 四十九 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。
- 五十 買取及び無罪を執行し、買取及び運用すること。

主計局
主税局
理財局
管財局
銀行局

大臣官房に調査部を置く。
主税局に査察部及び税関部を置く。
銀行局に検査部を置く。

(特別官職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、大臣官房の事務を総轄する。
主計局に次長二人を置く。次長は、局長を助け、局長を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房に於いては、大臣官房の所掌事務に關し、右の事務をつかさどる。
一 裁察に關すること。

二 大臣の官印及び省印を管掌すること。
三 職員の種類、任免、介限、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四 大臣官の機構、欠員及び選管に關し調査、企画及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 法令その他公文書類の審査を行うこと。

七 所管行政の統合調整を行うこと。

八 報道事務を統括すること。

九 公文書類を整理、發送、編集及び保存すること。

十 所管行政に關する調査、統計の作成、資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 經費及び收入の予算及び決算を作成し、會計事務を行い、會計を監査すること。
十三 印紙類を出版及び保管すること。

十四 行証財産及び利息を管理すること

十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること

十六 専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督すること

十七 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要を事務で他局及び

他の機関の所掌に属さないものを行うこと

二 調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。

（主計局の事務）

第八條 主計局においては、右の事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを一統すること。

二 国の予算及び決算を作成すること。

三 国の予算費を管理すること。

四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は差用を承認すること

七 各省各庁の支出負担行態又は支払の計画を承認すること。

八 各省各庁の小切手及び国庫金振替書を承認すること。

九 各省各庁の支出負担行態の総括に関すること

十 各省各庁の歳入、負債、譲渡その他の契約の指名競争及び同意契約並びに前各

号及び規算表を承認すること。

十一 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。

十二 国の予算の執行に関し、報告の徴収、実地監査及び指示を行うこと。

十三 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十四 国の貸付金へ他の部局の所掌に属するものを除くものを管理すること。

十五 特別職である国家公務員等に関する給与制度を管理すること。

十六 国家公務員等の旅費その他の実費弁償の制度を管理すること。

十七 国家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理す

十八 地方公共団体の職務を監督すること。但し、収入に関するものを除く。

(主税局の事務)

第九條 主税局に於ては、左の事務をつかさどる。

- 一 租税利率を調査、企画及び立定すること。
- 二 内国税を賦課徴収すること。
- 三 酒類等の生産及び販売を管理すること。
- 四 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これを監督すること。
- 五 酒類その他間接税課税物件の分析及び鑑定並びに酒類の試験、検査及び鑑定を行うこと。
- 六 税務代理士の許可を与え、これを監督すること。
- 七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸価格を調査決定する。
- 八 印紙を發行し、その換造の取締を行うこと。
- 九 関税及びとん税を賦課徴収すること。
- 十 関税行政に関し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

- 十一 保税倉庫、保税工場その他の保税施設を管理すること。
 - 十二 税関貨物取扱人の許可を与え、これを監督すること。
 - 十三 税関統計を振替すること。
 - 十四 大蔵省所管の税外諸収入を管理すること。
 - 十五 税務職員を訓練を行うこと。
- 又、地方税、地方配付税その他地方公共団体の収入に関するもの、但し、地方債に関するものを除く。

- 二 登録簿に於いては、前項第二号の事務のうち所管その他の課税事務のものを除き、若しくは附加したるものについては、前項第一号の事務のうち関税及びとん税に関するもの、同項第九号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税務職員に関するものをとつたこと。
- (建設局の事務)

- 三 終戦処理費、特許費等の徴収に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
- 四 政府の契約の締結に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
- 五 政府に對する不正手帳に對する取締法の廃止に關する法律（昭和二十二年法律第七十一号）を施行すること。
- 六 賠償に關する政務を整理すること。

（管財局の事務）

第十一條 管財局に於ては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 国有財産の管理及び処分を統制し、必要を調整を行うこと。
- 三 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。
- 四 普通財産を管理処分すること。
- 五 國の出賣を行し、その管理をすること。
- 六 財産税及び相続税に係る物件の動産を管理処分すること。
- 七 國家公務員の給金の設置、維持及び管理に關し、総合調整すること。

- 八 賠償指定工、その他の賠償指定物件と管理、保存及び撤去すること。
- 九 外國又は外國人（外國人が經營を支配する在邦法人を含む。）の在國財産を管理すること。
- 十 賠償機關に關すること。

- 十一 賠償機關に關すること。
- 十二 賠償機關に關すること。

第十二條 銀行局に於ては、左の事務をつかさどる。

- 一 金融制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 復興金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。
- 五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業及び無盡業を免許し、これを營む者を監督すること。
- 七 生利保、放棄及び損害保険業を免許し、これを營む者を監督すること。

- 八 信用協同組合（連合会を含む。）を免許し、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合その他の金融機関を営む者を監督すること。
 - 九 日本銀行等の発行額を決定し、その額外発行を許可すること。
 - 十 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。
 - 十一 金融機関の金利を調整すること。
 - 十二 紙幣類以証券の取締を行うこと。
 - 十三 社債等の登録を行うこと。
 - 十四 国庫貯蓄計画を編立し、国庫貯蓄を奨励すること。
 - 十五 当せん金附証券の発売を管理し、その取締を行うこと。
- 又、検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機関の業務及び財産の検査に関するものをつかさどる。

第二節 財産機関

（道府講習所）

第十三條 第十四條に規定する財産機関の外、本省に道府講習所を置く。

- 一 道府講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政に從事するに必要な職務上の訓練を行う機関とする。
- 二 道府講習所に、支所を置く。
- 三 道府講習所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- 四 第十四條 互の表の上欄に掲げる機関は、本省の財産機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目的
関稅新舊基金會	關稅に關する新稅について審査すること。	
預金部資金運用審議會	大藏大臣の諮問に依りて、預金部資金の運用に關する手続について調査審議すること。	
外國倉庫管理審議會	主務大臣の諮問に依りて外國倉庫の管理に關する審査手続について調査審議すること。	

政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に依りて、政府貸付金の条件及び使用せる元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
関税率審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、關税率に關する事項について調査審議すること。
金審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、金及び差金業に關する重要事項について調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）不動産融資及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又戦時金融基金法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、その内日本銀行、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、戦時金融基金が受けた損失及びその決定すること。
投資及び担保証券審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、貯蓄銀行の運用することの可否、担保又は地方債以外の有価証券の種類に關する事項及び担保証券の償還（昭和三十八年法律第五十二号）に基き、担保に對する事項の調査審議すること。
証券代理士等審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、証券代理士の許可について調査審議すること。
産業設備営田損失審査会	大蔵大臣の監督に依り、産業設備営田の受けた損失及びその額を審議決定すること。
国民年金基金審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、酒類の生産、配給及び販売に關する重要事項並びに酒類の取引及び審判について調査審議すること。
中央官舎協会	大蔵大臣の諮問に依りて、戦時製糖会社及び製糖会社（昭和十九年法律第十号）及び旧臨時資金調査法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行つたものの法律の施行に關する重要事項について調査審議すること。
戦時製糖会社審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、戦時製糖会社及び製糖会社（昭和十九年法律第十号）及び旧臨時資金調査法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行つたものの法律の施行に關する重要事項について調査審議すること。
復興金融審査会	復興金融基金の融資に關する事項と行い、同基金の運用に關する重要事項について調査審議すること。
中央株式等評価審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、財産税の課税標準に關し、株式等の価額について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、戦時補償特別税の課税又は免除に關する事項について調査審議すること。
社会党内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、社会等に無償で貸し付けである国有財産の譲与又は売却及びこれらに關する事項について調査審議すること。

金利調整審議会

日本銀行の業務の執行に關し、金銀の最高限度の決定及びその変更又は禁止に關して調査審議すること。

国有財産調整審議会

大藏大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管移すその他必要存留置及び大藏大臣が各省各庁の長から協議を受けた国有財産の管理に關する事項に關して調査審議すること。

地方株式等証券審議会

財務局長の諮問に依りて、野産税の課税標準に關し株式等の種類に關して調査審議すること。

不動産証券審議会

財務局長の諮問に依りて、野産税の課税に關し不動産の証券に關して調査審議すること。

野産審議会

財務局長の諮問に依りて、野産税の課税標準に關する調査に關して調査審議すること。

社手差内次処分地方官
監査

大藏大臣の諮問に依りて、社手差に無償で貸し付けである国有財産の譲与又は売却及びこれに關する許認可に關して調査審議すること。

地方協定契約審議会

財務局長の諮問に依りて、政府の契約の特例に關する法律に關する指定金額の決定の申請に關して調査審議すること。

中興特定契約審議会

大藏大臣の諮問に依りて、政府の契約の特例に關する法律に關する指定金額の決定の申請に關して調査審議すること。

日本郵船公社の経営及び運賃の推察に關し、その他公營

専売事業審議会

壳公社の運営に關し、大藏大臣の諮問に依りて、その専売事業に關し意見を述べること。

国民金融審議会

国民金融公庫の總裁及び監事の推察に關し、業務計画、金計画その他国民金融公庫の運営に關する重要事項に關して議決し、又は大藏大臣に意見を述べること。

基準地已調査会

大藏大臣の諮問に依りて、地所定地質調査法に關し、二十四年法律第...号第三條第一項に規定する基準地已に關する事項に關して調査すること。

公認会計士審査会

大藏大臣の監督に依り、公認会計士試験を行うこと。

又 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員に關しては、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、法令で定める。

第三章 地方支分部局

（地方支分部局）

第十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

財務局

税関

裏面白紙

地方株式等審議会	<p>賦務局長の諮問に應じて、賦産税の課税標準に關し株式等の価額について調査審議すること。</p>
不動産評価審議会	<p>賦務局長の諮問に應じて、賦産税の課税に關し不動産の評価について調査審議すること。</p>
賦産審査会	<p>賦務局長の諮問に應じて、賦産税の課税に關する要件及び調査審議すること。</p>
社寺境内地処分地方審査会	<p>大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は売却及びこれらに關する請願について調査審議すること。</p>
地方特定契約審査会	<p>賦務局長の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。</p>

(附属機関)

第十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、各該機関の業務として置かれるものとし、その設置の目的は、その業務の遂行に必要とする。

種 類	
地方酒類審議会	町市町長の推薦による。酒類の生産及び配給に關する重要事項並びに酒類の取引、取引人等特別に關する特種審議を司る。
地方宅地質検査格調委員会	町市長及び格調に關して、臨時宅地質検査格調法第七条第一項に規定する事項を調査する。

2 前項に掲げる附属機関の組織、設置場所及び業務については、他の法律（法律に基き命令を含む。）に別段の定めがある場合は、之を従ふ。政令で之の（附属機関、臨時格調委員会）を設け、臨時格調委員会を設ける。

第二十條 本省の所管証券のうち財務局が分掌する証券の一部は、証券局が分掌するものとする。この場合、その分掌させるための、所要の地に財務局を置く。

2 証券局又は証券局を置く証券の一部を分掌させるため、臨時格調委員会を設置する。

3 証券局を置くに必要となる名称、位置、管轄区域、所管証券の種類及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(証券局)

第二十一條 第九條第一項第二号から第八号まで及び第十一條第十号に掲げる証券は、証券局の分掌するものの一節を分掌させるための、証券局を置く。

2 証券局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

3 証券局を置くに必要となる名称、位置、管轄区域、所管証券の種類及び内部組織は、大蔵省令で定める。

種 類	目 的
-----	-----

各省廳	各省廳	各省廳	各省廳
門司税関	門司税関	門司税関	門司税関
西條税関	西條税関	西條税関	西條税関

(内部部局)

第二十五條 税関に、税関長官房及びその三部を置く。

監視部

業務部

検査部

2 前項に定めるところの外、税関の組織の相目は、大蔵省令で定める。

(支署、出張所及び監視署)

第二十六條 税関の所管事務の一部を分掌させるため、所管の地に、税関の支署、出

張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

2 税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、設置、管

轄区域、所管事務の範圍及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第三節 外局

(設置)

第二十七條 国務院行政組織法第三條第二項の規定に基いて大蔵省は、酒か取外局は、

左の通りとする。

証券取引委員会

造幣局

印刷局

第一節 証券取引委員会

(組織、施設及び所管事務)

第二十八條 証券取引委員会の組織、権限及び所管事務は、証券取引法(昭和二十二

年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別な職)

第二十九條 逓信局長は、局長を助け、郵務を整理する。

第三十條 逓信局長は、逓信事務を執行することとし、その職務とする。

(任勞及び長)

第三十一條 逓信局長は、その所掌事務を遂行するもの。第四條第一号、第九條第十二号、第十條第一号及び第二号は、逓信局長に適用する。

(権限)

第三十二條 逓信局長は、第三十二條を置く。

(逓信局長)

第三十三條 逓信局長は、その職務を執行するもの。第四條第一号、第九條第十二号、第十條第一号及び第二号は、逓信局長に適用する。

(逓信局長の職務)

第三十三條 逓信局長は、その職務を執行するもの。第四條第一号、第九條第十二号、第十條第一号及び第二号は、逓信局長に適用する。

一 逓信局長の職務

一 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

二 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

三 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

四 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

五 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

六 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

七 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

八 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

九 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

十 逓信局長の職務は、その職務を執行することとする。

十一 製造品の受注及び発送を行うこと。

十二 所管行政の総合調整を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、造幣廠の任務を遂行するために必要を事務で、
業師の所掌に属し得るものを行うこと。

(造幣廠の任務)

第三十四條 造幣廠には、左の業務をつかさどる。

- 一 貨幣を製造し、回債貨幣を鋳造すること。
- 二 章は、記号、印、造幣廠の印章を製造すること。
- 三 金銀その他の主要貴金属の金銀の製造を行うこと。
- 四 主要貴金属の金銀の貯蓄を行うこと。
- 五 貴金属の金銀の製造を行うこと。
- 六 貨幣の金銀の貯蓄を行うこと。

(研究所及び造幣廠)

第三十五條 造幣廠には、その所掌する業務の研究を行うため、研究所を、造幣廠

研究所の調査を行うため、設置を置く。

2 研究所及び造幣廠の内部組織は、大蔵省令で定める。

(支店及び出張所)

第三十六條 造幣廠の所掌業務の一部を分掌させるため、東京、大阪、神戸及び度内各所に、出張所を、造幣廠の所掌業務の一部を分掌させるため、設置を置く。

第三十七條 造幣廠には、造幣廠長を、造幣廠長とする。

(任務及び長)

第三十七條 造幣廠長は、造幣廠の業務を遂行することと主たる任務とする。

2 造幣廠長の職務は、造幣廠長令とする。

(権限)

第三十八條 造幣廠長は、その所掌業務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第三十号から第四十六号までに掲げる権限を行使する。

(懲罰)

第三十九條 印刷機に、受取印券及びその他の紙類を製造する

業務部

製造部

(長官官房の重務)

第四十條 長官官房においては、印刷機の管理業務に關し、左の重務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 受取の官印及び受取印を捺すこと。
- 三 職員の教育、任用、考課、懲戒、給與その他の人事並びに教育及び訓練に關すること。
- 四 所管行政に關する領金、統計の作製、資料の整理並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 五 公文書類の授受、送達、熟察及び保存すること。
- 六 所管行政の考査を行うこと。
- 七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷機の任務を遂行するための必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

(業務部の重務)

第四十一條 業務部においては、左の重務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、國債、府債、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷機の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。
- 二 官製、官令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。
- 三 印刷機の製造工場を管理及び監督すること。
- 四 印刷機の製造の取締を行うこと。
- 五 印刷機の業務上必要な物資を調達すること。
- 六 印刷機の収入の予算及び決算を作成し、会計重務を行うこと。
- 七 印刷機の貯蔵及び物品を管理すること。
- 八 製造部(重務)

第四十二條 製造部においては、左の事項を行うこととする。

- 一 日本銀行券、紙幣、國債、邦紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷機の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。
- 二 關係の印刷工場及び印刷機製造工場に対する技術及び作業を指導監督すること。
- 三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、検査所及び病院)

第四十三條 印刷局は、左の上欄に掲げる研究所及び他の機関を置く。その施設の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種別	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
検査所	印刷及び製紙に從事する職員の検閲に付して、業務上必要な検査を行うこと。
病院	印刷局の職員の診察を行うこと。

2 前項に掲げる研究所その他の機関の印刷組織は、大臣省令で定める。

(印刷局)

第四十四條 印刷局の所掌業務の一部を合掌させるため、岡山市、出雲市、松江市、高知市及び徳島縣三好郡近江町に印刷局の出張所を置く。その名称及び印刷組織は、大臣省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第四十五條 大臣省令で置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項は、この法律、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第四十六條 大臣省令で置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 印刷

(印刷用紙)

第四十七條 印刷用紙の製造は、酒類配給公團とする。

第四條第二項中「次は八職官の職掌を」と附す。

同條第三項は次のように改める。

3 内閣總理大臣は、幕僚の部員の外、各府各廳において給與又は會計に關する事務を担当する職員のうちから、新給與實施本部の部員として勤務すべきことを命ずることかできる。然し、部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

理由

國家行政組織法の施行に伴い、大藏省設置法を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



大藏省設置法目次

九百
四十四

第一章 總則 (第一條—第四條)

第二章 本省 (第五條—第二十七條)

第一節 內部部局 (第五條—第十二條)

第二節 附屬機關 (第十三條—第十四條)

第三節 地方支分部局 (第十五條—第二十七條)

第一款 財務局 (第十六條—第二十三條)

第二款 稅關 (第二十四條—第二十七條)

第三章 外局 (第二十八條—第四十五條)

第一節 証券取引委員會 (第二十九條—第三十條)

第二節 造幣廳 (第三十一條—第三十七條)

目次一

第三節 印刷廳 (第三十八條—第四十五條)

第四章 職員 (第四十六條—第四十七條)

第五章 公團 (第四十八條)

附則 (第四十九條—第五十一條)

目次二

大藏省設置法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、大藏省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、大藏省を設置する。

2 大藏省の長は、大藏大臣とする。

(任務)

第三條 大藏省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を

一 一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 國の財務

二 通貨

三 金融

四 証券取引

五 造幣事業

六 印刷事業

(権限)

第四條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をなす。

こと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調査すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員ノ任免及び賞罰を行い、その他職員ノ人事を管理すること。

七 職員ノ厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

と。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 大藏省の公印を制定すること。

十三 國の財務を總轄し、予算、決算及び會計に關する制度を統一すること。

十四 國の予算及び決算を作成すること。

十五 國の予備費を管理すること。

十六 各省各庁の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

十七 各省各庁の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。

十八 各省各庁の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指

示を行うこと。
地方公共団体の財務を監督すること。
内国税、関税及びとん税を賦課徴収すること。
土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸価格を決定すること。
関税行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
税務代理士及び税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。
専売權（アルコールに關するものをのぞく。）を管理すること。
国有財産の總轄に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
普通財産を管理処分すること。
貨幣及び紙幣を發行し、日本銀行券の發行を監督すること。
國庫金を出納、管理及び運用すること。
國債の發行、償還及び利拂を行うこと。
預金部資金を管理し、これを運用及び經理すること。
外國為替を管理すること。但し、貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用狀の取得（外國為替銀行の行う処分及び取得をのぞく。）並びに外國為替を取り組まないうる貨物の輸出及び輸入の取締をのぞく。
米國対日援助見返資金を管理及び運用すること。
銀行業、信託業、保険業、無盡業その他金融業を営む者を

- 十九
- 二十
- 二十一
- 二十二
- 二十三
- 二十四
- 二十五
- 二十六
- 二十七
- 二十八
- 二十九
- 三十
- 三十一
- 三十二
- 三十三

五
六

者を免許し、これを監督すること。

三十四 金融機關の融資及び金利を規制すること。

三十五 証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十六 証券業者及び証券業協会（証券業協会連合会を含む。）を登録し、これを監督すること。

三十七 株式又は社債の発行に關する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

三十八 商品取引所を免許し、これを監督すること。

三十九 公認会計士試験を行い、公認会計士を監督すること。

四十 酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営むものを監督すること。

四十一 貨幣、章、印、記章、紙幣、合金及び金屬工藝品を製造し、

と
ハ

並びに旧貨幣を鑄つること。

四十二 貴金屬の精製、品位の証明及び鉱物の試験並びに貴金屬の配給を行うこと。

四十三 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券を製造すること。

四十四 官報、法令全書その他の印刷物を編集し、製造し、又は発行すること。

四十五 印刷方の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造を取り締ること。

四十六 通貨等の製造工場を管理し、監督すること。

四十七 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大藏省に屬せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

主計局

主税局

理財局

管財局

銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に査察部及び税関部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

(特別な款)

第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、大臣官房の事務を総轄する。

2 主計局に次長二人を置く。次長は局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 大臣の官印及び省印を管掌すること。

三 職員ノ職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

四 大蔵省の機構、定員及び運営に關し調査、企画及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 彙表その他情報事務を總括すること。

九 公文書類を接受発送、編集及び保存すること。

十 所管行政に關し調査を行い、統計を作製し、資料を収集し、これらに關する印刷物を頒布又は刊行すること。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 経費及び収入の予算及び決算を作製し、會計事務を行い、會

計を監査すること。

十三 印紙類を出納及び保管すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

十六 專賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。

十七 前号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機關の所掌に屬さないものを行うこと。

2 調査部については、前項第十号の事務をつかさどる。

(主計局の事務)

第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 國の予算及び決算を作成すること。

三 國の予備費を管理すること。

四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六 各省各庁の歳出予算の移用又は流用を承認すること。

七 各省各庁の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

八 各省各庁の小切手及び國庫金振替書を認証すること。

九 各省各庁の賣買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び隨意

一三
一四

契約並びに前金拂及び概算拂を承認すること。

十 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。

十一 國の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十二 各省各庁の歳入の徴収及び收納に關する事務の一般を管理すること。

十三 國の貸付金（他の部局の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

十四 特別職である國家公務員等に關する給與制度を調査、企画及び立案すること。

十五 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

十六 國家公務員等の天済組合その他の福利厚生に関する施設をな
し、これを管理すること。

十七 地方公共団体の歳出に関すること。

(主税局の事務)

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 租税制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 内国税を賦課徴収すること。
- 三 酒類の生産及び販売に関する事務を管理する。
- 四 酒類の製造業者及び販売業者を監督すること。
- 五 酒類その他間接税課税物件の分析及び鑑定並びにじょう造の試

驗、講習及び指導を行うこと。

- 六 税務代理士の許可を與え、これを監督すること。
- 七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調
査決定すること。
- 八 印紙を發行し、その模造の取締を行うこと。
- 九 大蔵省所管の税外諸収入を管理すること。
- 十 関税及びとん税を賦課徴収すること。
- 十一 關稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締
を行うこと。
- 十二 保税倉庫、保税工場その他の保税地域を管理すること。
- 十三 税關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

- 十四 税関統計を作製すること。
- 十五 税務行政に従事する職員の訓練を行うこと。
- 十六 地方税、地方配付税、その他地方公共団体の歳入に関すること。

2 査察部においては、前項第二号の事務のうち、所得その他の課税標準の著しく高額な者、著しく増加した者等についての調査、検査、犯則の取締及び滞納処分に関する事務をつかさどる。

3 税関部においては、前項第一号の事務のうち関税に関するもの、同項第十号から第十四号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税関職員に関するものをつかさどる。

(理財司の事務)

第十條 理財司においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の綜合調整及び國內金融と國債金融との調整を図ること。
- 二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。
- 三 國庫金を出納、管理及び運用すること。
- 四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。
- 五 國債の發行、償還及び利拂を行うこと。
- 六 日本銀行の國庫金及び國際取扱事務を監督すること。
- 七 地方債の發行、償還等^{の事務}を監督すること。
- 八 貨幣及び紙幣の發行、回收及び取締を行うこと。
- 九 日本銀行券の製造及び發行計画を樹立すること。

- 十 米國対日援助見返資金を管理し、運用すること。
- 十一 対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
- 十二 外國為替資金及び在外財産を管理すること。
- 十三 クレジット、外貨債その他涉外負債に関する事務を管理すること。
- 十四 前三号に掲げるものの外、外國為替の管理（貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得、外國為替銀行の行う処分及び取得をのぞく。）並びに外國為替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締をのぞく。）その他國際金融の調整を行うこと。
- 十五 外國居住者（外國に本店を有する法人を含む。）の在内地産を管理すること。
一九
- 十六 貴金屬の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
二〇
- 十七 企業の経理の適正化を図ること。
- 十八 公認会計士試験を行い、公認会計士を監督すること。
- 十九 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く会社の解散の制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）を施行すること。
- 二十 商品取引所を監督すること。
- 二十一 終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の経理を行うこと。
- 二十二 政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
- 二十三 政府に対する不正手帳による支拂請求の防止等に関する法

律（昭和二十二年法律第百七十一号）を施行すること。

二十四 賠償に關する財務を管理すること。

（管財局の事務）

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

一、 國有財産制度を調査、企画及び立案すること。

二、 國有財産の管理及び処分を統し、必要な調整を行ふこと。

三、 國有財産を整理すること。

四、 普通財産を管理処分すること。

五、 國の出資を行い、これを管理すること。

六、 財産税及び相続税の納税義務者が國に物納した動産を管理処分すること。

七、 國家公務員宿舍の設置、維持及び管理に關し綜合調整すること。

八、 賠償指定工いふその他の賠償指定物件を管理、ニ保守及び撤去ニすること。

九、 外國又は外國人へ外國人が経営を支配する本邦法人を含むもの
在內財産を管理すること。

十、 特定財産を管理すること。

十一、 閉鎖機關に關すること。

（銀行局の事務）

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

一、 金融機構を調査、企画及び立案すること。

二、 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。

三、 日本銀行を監督すること。

四、 復興金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。

- 五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業、及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。
- 七 生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。
- 八 農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合、市街地信用組合、その他金融業務を営む者を監督すること。
- 九 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。
- 十 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。
- 十一 金融機関の金利を調整すること。
- 十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。
- 十三 社債等の巻録を行うこと。

十四 國民貯蓄計画を樹立し、その実施を奨励すること。

十五 当せん金附証券の発売を管理し、その取締を行うこと。

2 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機関の業務及び財産の検査に関する事務をつかさどる。

第二節 附屬機関

(税務講習所)

第十三條 第十四條に規定する附屬機関の外、本省に税務講習所を置く。

2 税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政に従事するため、必要な職務上の訓練を行う機関とする。

3 税務講習所の内部組織は、大蔵省令で定める。
(その他の附屬機関)

第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
関税訴訟審査会	関税に関する訴訟を審査すること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、預金部資金の運用に関する事項を調査審議すること。
外國為替管理審議会	主務大臣の諮問に応じて、外國為替の管理に関する重要事項を調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に応じて、政府貸付金の条件及び延滞せる元利金の支拂方法
関税率審議会	の受取について調査審議すること。 大蔵大臣の諮問に応じて、関税率に関する事項を調査審議すること。
金庫議会	主務大臣の諮問に応じて、金及び産金業に関する重要事項を調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）、不動産融資及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又は戦時金融全庫法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、それぞれ日本銀行、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融全庫が受けた損失及びその額を決定すること。

投資及び担保証券審査
 大蔵大臣の諮問に依じて、貯蓄銀行が運用す
 ることのできる國債又は地方債以外の有價証
 券の種類及び担保附社債信託法（明治三十八
 年法律第五十二号）に基き社債に附すること
 のできる物上担保のうち、株式質に関する事
 項を調査審議すること。

会
 税務代理士せん衝審議
 大蔵大臣の諮問に依じて、税務代理士の許可
 に関し調査審議すること。

会
 産業設備営回損失審査
 大蔵大臣の監督に属し、産業設備営回の受け
 た損失及びその額を審議決定すること。

会
 国民更生金庫損失審査
 大蔵大臣の監督に属し、国民更生金庫の受け
 た損失及びその額を審議決定すること。

中央酒類審議會
 大蔵大臣の諮問に依じて、酒類の生産、配給
 及び價格に関する重要事項並びに酒類の級別
 を調査審議すること。

会
 戦時喪失國債証券審査
 大蔵大臣の諮問に依じて、戦時喪失無記名國
 債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号
 ）及び旧臨時資金調整法（昭和十二年法律第八
 十六号）による証券の喪失の査定を行い、こ
 れらの法律の施行に関する重要事項を調査審
 議すること。

復興金融審議會
 復興金融金庫の融資に関する事務を行い、同
 金庫の運営に関する重要事項を調査審議する
 こと。

中央株式等評價審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、財産税法施行規則（昭和二十一年勅令第五百四十九号）第二十四條第四項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

戦時補償特別税審査会

大蔵大臣の諮問に依りて、戦時補償特別税の軽減又は免除に関する事項を調査審議すること。

金利調整審議会

日本銀行總裁の諮問に依りて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止に関し調査審議すること。

社寺境内地処分中央審査会

大蔵大臣の諮問に依りて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲与又は売却及びこ

國有財産調整審議会

れらに関する訴願に関し調査審議すること。
大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた國有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。

中央特定契約審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）による指定金額の改定の申請に関し調査審議すること。

公認会計士審査会（仮称）

大蔵大臣の監督に属し、公認会計士試験を行うこと。

専売事業審議会

国民金融審議会

基準地区調査会

日本専売公社の運営に關し、大蔵大臣の諮問
 應に依じ、又は大蔵大臣に意見を述べること、
 国民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を行い、
 業務計画、資金計画その他国民金融公庫の運
 営に關する重要な事項につき議決し又は大蔵
 大臣に意見を述べること。
 大蔵大臣の諮問に依じて、臨時宅地賃貸價格
 修正法へ昭和二十四年法律第 号（第三條
 第一項に規定する基準地区に關する事項を調
 査すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員に
 ついては、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場
 合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

（地方支分部局）

第十五條 本官は、左の地方支分部局を置く。

財務局

税関

第一款 財務局

（所掌事務）

第十六條 財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。
 但し、税関の所掌するものを除く。

(名称、位置及び管轄区域)

第十七條 財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京都	東京都、神奈川縣、千葉縣、山梨縣
関東信越財務局	東京都	埼玉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣、新潟縣
大阪財務局	大阪府	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城縣、岩手縣、福島縣、秋田縣、青森縣、山形縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣、靜岡縣、三重縣、岐阜縣
金沢財務局	金沢市	石川縣、福井縣、富山縣
廣島財務局	廣島市	廣島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣
高松財務局	高松市	香川縣、愛媛縣、徳島縣、高知縣

三三

三三

(内部部局)

第十八條 財務局に、左の七部を置く。

- 総務部
- 直税部
- 間税部
- 調査査察部
- 理財部
- 管財部
- 経理部

2 前項に定めるものの外、財務局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

(附属機関)

第十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別を調査審議すること。
地方株式等評價審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税法施行規則第二十四條第四項の規定によりその権限に属
不動産評價審議会	せしめられた事項を調査審議すること。 財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に關し不動産の評價について調査審議すること。
財産審査会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税價額等に関する異議について調査審議すること。
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けらるるある國有財産の譲與又は賣却及びこれらに關する訴願に關し調査審議すること。
地方特定契約審査会	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。
地方宅地賃賃價格調査会	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格

修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で改める。

（税務署）

第二十條 本省の所掌事務のうち第九條第二号から第八号まで及び第十一條第十号に掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため税務署を置く。

税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大藏省令で定める。

（税務署の附属機関）

第二十一條 左の表の上欄に掲げる機関は税務署の附属機関として置

かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	類	目的
財産調査会	会	更正決定に関し調査審議すること。
増加所得税調査会	会	更正決定に関し調査審議すること。
増加所得税調査会	会	増加所得税の所得金額に関し調査審議すること。
宅地賃貸価格調査会	会	臨時宅地賃貸価格修正法第七條第二項に規定する事項を調査すること。

（財務局支局及びその出張所）

第二十二條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部（税



務署及び財務局管財支所の分掌するものを除くを分掌させるため、
 所要の地に財務局支局を置く。
 財務局又は財務局支局の事務の一部を分掌させるため出張所を置く。
 財務局支局、出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省
 令で定める。

(財務局管財支所)

第二十三條 本省の所掌事務のうち第十一條第七号に掲げる事務で、
 財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため、財務局管財支所を
 置く。

財務局管財支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で
 定める。

第二款 税関

(所掌事務)

第二十四條 税関は、本省の所掌事務のうち、第九條第十号から第十
 五号までに掲げる事務及び左の事務をつかさどる。

- 一 貨物の収容並びに収容貨物の管理及び処分を行うこと。
- 二 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)等による輸出
 入貨物の取締を行うこと。
- 三 外國為替の取締及び貴金屬の輸出入の取締を行うこと。
- 四 輸出入貨物に對し内國税を賦課徴収すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十五條 税関の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	稱	位	置	管	轄	区	域
横	沃	税	関	横	沃	市	東京府
							神奈川縣
							埼玉縣
							茨城縣

函館税関函館市北海道	門司税関門司市福岡県	名古屋税関名古屋市愛知県	大坂税関大坂市大阪府	神戸税関神戸市兵庫縣	群馬縣	新潟縣	廣島縣	愛媛縣	大坂市	滋賀縣	京都府	和歌山縣	奈良縣	神戸市	岡山縣	香川縣	徳島縣	高知縣	群馬縣	栃木縣	千葉縣	山梨縣	
	熊本縣	山口縣	福井縣	岡山縣	福島縣	鳥取縣	徳島縣	徳島縣	京都府	福井縣	和歌山縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	岡山縣	香川縣	徳島縣	高知縣	徳島縣	群馬縣	栃木縣	千葉縣	山梨縣
	大分縣	佐賀縣	石川縣	鳥取縣	宮城縣	鳥取縣	徳島縣	徳島縣	京都府	福井縣	和歌山縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	岡山縣	香川縣	徳島縣	高知縣	徳島縣	群馬縣	栃木縣	千葉縣	山梨縣
	岩手縣	長崎縣	富山縣	島根縣	山形縣	島根縣	高知縣	高知縣	京都府	福井縣	和歌山縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	岡山縣	香川縣	徳島縣	高知縣	徳島縣	群馬縣	栃木縣	千葉縣	山梨縣
	青森縣	鹿兒島縣							京都府	福井縣	和歌山縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	岡山縣	香川縣	徳島縣	高知縣	徳島縣	群馬縣	栃木縣	千葉縣	山梨縣

(内部部局)

第二十六條 税関に、税関長官房及び左の三部を置く。

- 監視部
- 業務部
- 鑑査部

2 前項に定めるところの外、税関の内部部局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

(支署、出張所及び監視署)

第二十七條 大蔵大臣は、税関の所掌事務の一部を分掌させるため所要の地に、税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第三章 外 局

(設置)

第二十八條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

造幣廳

印刷廳

第一節 証券取引委員会

(組織及び所掌事務)

第二十九條 証券取引委員会の組織及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別の職)

第三十條 証券取引委員会の事務局長に次長を置く。次長は、局長を助け、事務を整理する。

第二節 造幣廳

(任務及び長)

第三十一條 造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

(権限)

第三十二條 造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる権限を行使する。

第三十三條 造幣廳に、左の二部を置く。

総務部

作業部

(総務部の事務)

第三十四條 総務部においては、造幣廠の所管行政に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四 調査を行い、統計を作製し、資料を収集し、これらに關する印刷物を頒布又は刊行すること。

五 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。

六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、會計事務を行い、會計

四五

を監査すること。

七 行政財産及び物品を管理すること。

八 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

九 貨幣、貨幣地金及び貴金屬地金を出納保管すること。

十 貴金屬を配給すること。

十一 製造品等受注及び発注を行うこと。

十二 所管行政の総合調整を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、造幣廠の任務を遂行するために必要な事務で、他部に所掌しないものを行うこと。

(作業部の事務)

第三十五條 作業部においては、左の事業を行う。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
- 二 章はい、記章、極印、合金及び金属工藝品を製造すること。
- 三、金銀その他の重要金属地金及びその陶土かすを精製すること。
- 四 重要金属地金及び鉍物を分析及び試験すること。
- 五 貴金属の地金及び製品の品位を証明すること。
- 六 貨幣、地金その他の物品の試金を行うこと。

(研究所及び病院)

第三十六條 造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

- 2 研究所及び病院の内部組織は、大藏省令で定める。
- (支廳及び出張所)

第三十七條 大藏大臣は、造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、

四八

東京都に支庁を、廣島縣佐伯郡五日市町及び熊本市に出張所を置く、その名称、管轄区域及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三節 印刷廳

(任務及び長)

第三十八條 印刷廳は、印刷事業を行うことを主たる任務とする。

- 2 印刷庁の長は、印刷庁長官とする。

(権限)

第三十九條 印刷庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十三号から第四十六号まで掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第四十條 印刷庁に長官官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

(長官官房の事務)

第四十一條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 四 調査を行い、統計を作製し、資料を収集し、これらに属する印刷物を頒布又は刊行すること。
- 五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
- 六 会計を監査すること。

四九

七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

五〇

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

(業務部の事務)

第四十二條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

- 三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
- 四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
- 五 印刷廠の業務上必要な物資を調達すること。
- 六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。
- 七 行政財産及び物品を管理すること。

(製造部の事務)

第四十三條 製造部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷廠の業務上必要な用紙類を製造すること。
- 二 関係印刷工場及び用紙類製造工場に対する技術及び作業を指導監督すること。

五一

三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)

第四十四條 印刷廠に、左の上欄に掲げる研究所及びその他の機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対し、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷廠部内職員に診療を行うこと。

二、前項に掲げる研究所及びその他の機関の内部組織は、大蔵省令

で定める。

(出張所)

第四十五條 大藏大臣は、印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、
田山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷方
の出張所を置く。

その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第四十六條 大藏省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管
理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百
二十号）の定めるところによる。

(定員)

第四十七條 大藏省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(酒類配給公團)

第四十八條 大藏省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

2 酒類配給公團に関しては、酒類配給公團法（昭和二十二年法律
第百七十二号）の定めるところによる。

附 則

第四十九條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、

第四十六條中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月
二十日から施行する。

第五十條 左の勅令及び政令は廃止する。但し、法律（法律に基く命
令を含む）に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及び職員は、
この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続す。

るものとする。

大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）

経済の再建整備に関する法律の施行に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百四十四号）

大蔵省給與局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百四十号）

大蔵省管理局臨時設置制（昭和二十一年勅令第二百九十二号）

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

財務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）

税関官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）

税務署官制（明治三十五年勅令第二百四十二号）

証券取引委員会事務局令（昭和二十三年政令第百四号）

五五

五六

会計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

専賣局官制（大正十年勅令第三百号）

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）

造幣局における金属工製品の製造に関する勅令（昭和二十一年勅令第二十九号）

印刷局官制（昭和十八年勅令第八百九号）

財産税委員会官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）

株式等評價委員会官制（昭和二十一年勅令第五百八十号）

税制調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）

財政收支調整調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）

金融制度調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十七号）

不動産評價委員会官制（昭和二十一年勅令第六百十一号）

戦時補償特別税審査委員会官制（昭和二十二年勅令第二十二号）

2 第四十五條但書及び前項但書の規定は、職員の設定に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第五十一條 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「及び必要な部員」を「及び部員専任五人」に改める。

同條第二項中「次長は大藏省給與局長」を削る。

同條第三項を次のように改める。

3 内閣総理大臣は、第一項に定める部員の外、各省各廳において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができる。但し、

五七

これらの職員で部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

五八

大藏省設置法目次

- 第一章 總則（第一條—第四條）
- 第二章 本官（第五條—第二十五條）
 - 第一節 內閣府（第五條—第十二條）
 - 第二節 幣務局（第十三條—第十四條）
 - 第三節 地方支分部局（第十五條—第二十五條）
 - 第一款 財務局（第十六條—第二十一條）
 - 第二款 税關（二十二條—第二十五條）
- 第三章 外局（第二十六條—第四十一條）
 - 第一節 証券取引委員会（第二十七條—第二十八條）
 - 第二節 造幣廳（第二十九條—第三十四條）
 - 第三節 印刷廳（第三十五條—第四十一條）
- 第四章 職員（第四十二條—第四十三條）
- 第五章 公費（第四十四條）
- 附則（第四十五條—第四十六條）

裏面白紙

大蔵省設置法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事務を体系的に遂行するに足る組織を定めること、を目的とする。

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第

二項の規定に基いて、大蔵省を設置する。

大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

(任務)

第三條 大蔵省は、左に掲げる事項に關する國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 國の財務

二 通貨

三 金融

四 企業整理

五 取引所

六 銀行財政の監督

七 造幣事業

八 印刷事業

(権限)

第四條 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をなすこと。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要を業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の瞻察を行い、法令の定めるところに従い、必要を措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

- 十二 大蔵省の公印を制定すること。
- 十三 國の財務を總轄し、予算、決算及び會計に關する制度を統一すること。
- 十四 算及び決算を作成すること。
- 十五 予備費を管理すること。
- 十六 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。
- 十七 各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。
- 十八 各省各廳の予算の執行に關し、報告の徴取、実地審査及び指示を行うこと。
- 十九 地方公共團體の財務を監督すること。
- 二十 内國税、關稅及びとん税を賦課徴收すること。
- 二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の管理價格を決定すること。
- 二十二 國稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行うこと。
- 二十三 稅務代理人及び稅關貨物搬入の許可を與え、これを監督すること。
- 二十四 稅關貨物搬入の許可を與え、これを監督すること。
- 二十五 國有財産の總轄に關し、報告の徴取、実地審査及び指示を行うこと。
- 二十六

- 二十七 普通財産を管理処分すること。
- 二十八 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。
- 二十九 国庫金を出納し、管理及び運用すること。
- 三十 国債の発行、償還及び利拂を行ふこと。
- 三十一 預金部資金を管理し、これを運用すること。
- 三十二 外国為替を管理すること。
- 三十三 米回対日援助見込資金を管理し、これを運用すること。
- 三十四 銀行業、信託業、保険業、無壽業その他金融業を営む者を監督すること。
- 三十五 証券業者及び証券業協会（証券業協会連合会を含む。）を監督し、これを監督すること。
- 三十六 商品取引所を監督し、これを監督すること。
- 三十七 証券取引所を登録し、これを監督すること。
- 三十八 金融機関の融資及び金利を規制すること。
- 三十九 公認会計士試験を行ひ、公認会計士を監督すること。
- 四十 株式又は社債の発行に關する届出書又は報告書を審査し、必要措置をとること。
- 四十一 酒類等の製造業又は販賣業を免許し、これらを営むものを監督すること。

四十一 貨幣、章は、記章、模印、合金及び金属工藝品を製造し、

並びに旧貨幣を鑄つぶすこと。

四十二 貴金属の精製、品位の証明及び鉱物の試験並びに貴金属の

配給を行うこと。

四十三 日本銀行券、紙幣、函債、印紙、郵便切手、郵便はがきそ

の他証券類を製造すること。

四十四 官報、法令全書その他の印刷物の編集し、製造し、又は発

行すること。

四十五 印刷物の業務上必要を用紙を製造し、すき入紙の製造を取

り締ること。

四十六 運貨等の製造工場を管理し、監督すること。

四十七 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）

に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

主計局

主税局

理財局

會計局

銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に査察部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、命を受け大臣官房の

事務を総轄する。

大臣官房に日本専賣公社監理官を置く。日本専賣公社監理官は、

日本専賣公社を監督する。

主計局に次長二人を置く。次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に関し、左の事務を

つかさどる。

一 機密に関すること。

二 大臣の官印及び省印を普守すること。

三 職員の時給、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養

及び訓練に関すること。

四 大蔵省の機構、定員及び運営に関し調査、企画及び立案するこ

と。

五 所管行政の考査を行うこと。

- 六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 発表その他情報事務を総括すること。*編集及び保存*
- 九 公文書類を接受し、整理發送すること。
- 十 *公文書類の編集、整理、發送、保存及び備付並びに管理を行うこと。* 調査を行い、統計を作製し、資料を収集し、これらに關する印刷物、頒布又は刊行すること。
- 十一 事務を行うこと。
- 十二 簿記及び収支の計算を作製し、會計事務を行い、會計を監査すること。*印紙類を納入し、保管すること。*
- 十三 郵便財産及び物品を管理すること。
- 十四 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。
- 十五 専賣制度を調査、企画及び立案し、日本専賣公社を監督すること。

こと。

- 十七 前各号に掲げるものの外、大藏省の任務を遂行するため必要な事務で他号及び他の機關の所掌に属さないものを行うこと。
- 十八 調査部においては、前項第十号及び第十一号の事務をつかさどる。

(主計局の事務)

- 第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。*これ系統一*
- 一 簿記及び會計に關する制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 予算及び決算を作成すること。
- 三 予算を管理すること。
- 四 *歳入歳出の算出* 歳入歳出の算出の経年度繰越使用を承認すること。
- 五 會計年度開始前の査定の交付を承認すること。
- 六 歳入歳出の移用又は流用を承認すること。
- 七 支出の進捗又は支拂の計画を承認すること。
- 八 小切手及び國庫金振替書を認証すること。

九 購買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び隨意契約並びに

前金拂及び保証拂を承認すること。

十 出納官吏及び出納員を監督すること。

十一 予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

と。

十二 歳入の徴収及び収納に關する事務の一般を管理すること。

十三 國の貸付金を管理すること。（他の部局の事務に属するものを除く。）

十四 特別職である國家公務員等に關する給與制度を調査、企圖及び立案すること。

十五 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

十六 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

十七 地方公共団体の歳入事務に關すること。

（主税局の事務）

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

一 租税制度を調査、企圖及び立案すること。

二 内國税を賦課徴収すること。

三 酒類の生産及び販賣に關する事務を管理すること。

四 酒類の製造業者及び販賣業者を監督すること。

五 酒類その他間接税課税物件の分析及び鑑定並びに、造の試験、講習及び指導を行うこと。

六 税務代理士の許可を與え、これを監督すること。

七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調査決定すること。

八 印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。

九 大蔵省所管の現外諸收入を管理すること。

十 關稅及びとん税を賦課徴収すること。

十一 關稅行政に關し、陸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

十二 保税倉庫、保税工場その他の保税地域を管理すること。

十三 税関貨物取扱人の許可を授け、これを監督すること。

十四 税関統計を作製すること。

十五 税務行政に従事する職員の新規の向上を図り、訓練を行つこと。

十六 地方税、地方配付税、その他地方公共団体の歳入事情に関すること。

2 警察部においては、前項第二号の事務のうち、所得その他の課税標
準の著しく高くなる者、著しく増進した者等については、検査、犯
則の取締及び滞納処分に関する事務をつかさどる。

3 税関部においては、前項第一号の事務のうち、関税の課税するもの、同
項第十号から第十号までの事務及び同項第十一号の事務のうち税関
職員に關するものをつかさどる。

第十四條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國庫制度及び國債制度を調査、企画及び立案すること。

二 國庫金を出納、管理及び運用すること。

三 國の保管金及び絶が所有又は保管する有價証券を管理すること。

四 國債の発行、償還及び利拂を行つこと。

五 日本銀行の國庫金及び國債取扱事務を監督すること。

六 國の歳出予算に基く支出に關し、支拂計画を承認すること。

七 米穀対日援助見發金を管理し、運用すること。

八 終戦地回響、特殊財産処理費及び賠償施設処回響の整理を行つこ
と。

九 政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）を
施行すること。

十 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律
（昭和二十二年法律第五十号）を施行すること。

十一 通貨制度を調査、企画及び立案すること。

十二 日本銀行券の製造及び発行計画を樹立すること。

十三 商業資金の配分計画に關すること。

十四 企業の整理を指導監督すること。

(理財局の事務)

第十條

理財局においては、左の事務をつかさどる。
一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の綜合調整及び國內金融と國際金融との調整を図ること。
二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。

三 國庫金を出納、管理及び運用すること。

四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。

五 國債の発行、償還及び利拂を行うこと。

六 日本銀行の國庫金及び國債取扱事務を監督すること。

七 地方債の発行、償還等を監督すること。

八 管幣及び紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。

九 日本銀行券の製造及び発行計画を樹立すること。

十 米國対日援助見返資金を管理し、運用すること。

十一 対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。

十二 外國爲替資金及び在外財産を管理すること。

十三 クレジット、外債その他涉外負債に関する事務を管理すること。

十四 前三号に掲げるものの外、外國爲替の管理その他國際金融の調整を行うこと。

十五 外國居住者（外國に本店を有する法人を含む。）の在內財産を管理すること。

十六 貴金屬の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十七 企業の經理の適正化を図ること。

十八 公認會計士試験を行い、公認會計士を監督すること。

十九 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く會計の解散の制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）を施行すること。

二十 商品取引所を監督すること。

二十一 終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の經理を行うこと。

二十二 政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。

二十三、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）を施行すること。

二十四 賠償に關する財務を管理すること。

- 十六 公認会計士試験を行ひ。公認会計士を監督すること。
- 十七 昭和二十年勅令第三百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き会社の解散の制限等に關する勅令（昭和二十年勅令第六百五十九号）を施行すること。
- 十八 商品取引所を監督すること。
- 十九 商品取引の地銀を行ふこと。
- 二十 対外決済及び通貨の換算率に關する事務を管理すること。
- 二十一 外匯爲替の管理その他國際金融の調整を行ふこと。
- 二十二 爲替に關する在外財産（海外負債を含む。）を管理すること。
- 二十三 外匯爲替を管理すること。
- 二十四 外國居住者、外國に本店を有する法人を含む。一の在內財産を管理すること。

二十五 貴金屬の買取及び留置並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

二十六 地方債の発行、償還等を監督すること。

（管財局の事務）

- 一 國有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 國有財産を管理すること。（の管理及び処分を統一し、必要を調査を行うこと。）
- 三 國有財産を管理すること。
- 四 普通財産を管理すること。
- 五 國の出資を行ひ、これを管理すること。
- 六 國の所有する不動産を管理すること。
- 七 賠償は明する事務を管理すること。
- 八 賠償指定二いぶかりの他の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。

九八 外國又は外國人（外國人が經營を支配する本邦法人を含む。）の在內財産を管理すること。

十 特定財産を管理すること。

十一 閉鎖株式（昭和三十二年勅令第七十四号）及び閉鎖株式整理

委員会令（昭和三十二年勅令第七十五号）を施行すること。

七十 國家公務員宿舍の設置、維持及び管理に關し綜合調整すること。

（銀行局の事務）

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 金融機構を調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 復興金融公庫及び國民金融公庫を監督すること。
- 五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。

六 銀行業、信託業、及び無擔業を免許し、これを営む者を監督すること。

七 生命保險業及び損害保險業を免許し、これを営む者を監督すること。

八 農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合、市街地信用組合その他金融業務を営む者を監督すること。

九 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。

十 金融機關の資金の運用を規制し、これを監督すること。

十一 金融機關の金利を調整すること。

十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。

十三 社債等の登録を行うこと。

十四 國民貯蓄計画を樹立し、その実施を勧奨すること。

十五 証券の發行を管理し、その取締を行うこと。

2 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機

關の業務及び財産の検査に關する事務をつかさどる。

第二節 附屬機関

(税務講習所)

第十三條 第十四條に規定する附屬機関の外、本省に税務講習所を置く。

2 税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

3 税務講習所の内部組織は、大蔵省令で定める。
(その他の附屬機関)

第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
関税訴願審査会	関税に関する訴願を審査すること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、預金部資金の運用に關する事項を調査審議すること。
外國爲替管理審議会	主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に關する重要事項を調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に應じて、政府貸付金の條件及び延滞せる元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
関税率審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、関税率に關する事項を調査審議すること。
金審議会	主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に關する重要事項を調査審議すること。

特別融損損失審査会

日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）。不動産融損及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又は戦時金融庫法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、それぞれ日本銀行、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融庫が受けた損失及びその額を決定すること。大蔵大臣の諮問に應じて、貯蓄銀行が運用することの得る國債又は地方債以外の有價証券の種類及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基き社債に附することの得る物上担保のうる。株式債に關する事項を調査審議すること。

投資及び担保証券審査会

稅務代理士及、新審議會

大蔵大臣の諮問に應じて、稅務代理士の許可に關し調査審議すること。

産業設備營團損失審査会

大蔵大臣の監督に屬し、産業設備營團の受けた損失及びその額を審議決定すること。

國民更生金庫損失審査会

大蔵大臣の監督に屬し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。

中央酒類審議會

大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に關する重要事項並びに酒類の級別を調査審議すること。

戰時喪失國債証券審査会

大蔵大臣の諮問に應じて、戰時喪失無記名國債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号）及び臨時資金調整法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行ひ、これらの法律の施行に關する重要

復興金融貯蓄會

事項を調査審議すること。
復興金融貯蓄會の事務に關する事務を行い、同金庫の運営に關する重要事項を調査審議すること。

金利調整審議會

日本銀行總裁の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止に關し調査審議すること。

社寺境内地処分中央審査會

大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は買拂及びこれらに關する訴願に關し調査審議すること。

國有財産調整審議會

大藏大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大藏大

中央特定契約審議會

臣が各省各廳の長から協議を受けた國有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

公認會計士審査會(仮称)

大藏大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律(昭和二十一年法律第六十号)による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。
大藏大臣の監督に屬し、公認會計士試験を行うこと。

2

前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局
(地方支分部局)

第十五條 本省は、左の地方支分部局を置く。

財務局
税関

第一款 財務局

(所掌事務)

十六條 財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。但し、左に掲げるものの外税関の所掌するものを除く。

- 一 輸入税の免除を受けた輸入原料品の使用の取締を行うこと。
- 二 前号の輸入原料品を原料とする製品の製造の取締を行うこと。
- 三 輸出品の製造に使用された輸入原料品についての輸入税の拂戻に關する証明を行うこと。

(名称、位置及び管轄区域)
第十七條 財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京都	東京都、神奈川県、千葉県、山梨県
東京信越財務局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
大阪財務局	大阪府	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
札幌財務局	北海道	北海道
仙台財務局	宮城県	宮城県、秋田県、青森県
仙台財務局	岩手県	岩手県、秋田県、青森県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県
金沢財務局	石川県	石川県、福井県
金沢財務局	石川県	石川県、福井県
廣島財務局	広島市	山口県、岡山県、広島県、島根県
高松財務局	高松市	愛媛県、高松市、香川県、徳島県
高松財務局	高松市	愛媛県、高松市、香川県、徳島県
福岡財務局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
福岡財務局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
熊本財務局	熊本市	熊本県、大分県、宮崎県

(内部部局)
第十八條 財務局に、左の六部を置く。

- 総務部
- 直税部
- 間税部
- 理財部
- 管財部
- 経理部

2 前項に定めるものの外、財務局の内部部局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

(附属機関)

第十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附属機関として設けられるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の課税の調査審議すること。
不動産評價審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に關し不動産の評価について調査審議すること。
財産審査会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に關し審査すること。
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺境内地処分及び貸付に関する調査審議すること。
地方特定契約審査会	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の締結に關する法律による指定金額の決定の申請に關し調査審議すること。

この表に掲げる機関は、大蔵省令で定める。この表に掲げる機関は、大蔵省令で定める。この表に掲げる機関は、大蔵省令で定める。

(税務署)

第二十條 本省の所掌事務のうち第九條第二号から第八号までに掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため税務署を置く。

税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

(税務署の附属機関)

第二十一條 左の表の上欄に掲げる機関は税務署の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査会	税務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定に関し調査審議すること。
増加所取税調査会	税務署長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額に関し調査審議すること。

(財務局支局及び出張所)

第二十二條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部(税務署及び財務局管財支所の分掌するものを除く)を分掌させるため、所要の地に財務局支局を置く。

財務局支局の事務の一部を分掌させるため出張所を置く。

財務局支局、出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

(財務局管財支所)

第二十三條 本省の所掌事務のうち第十一條第七号に掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため、財務局管財支所を置く。

財務局管財支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

合算外。政令で定める。

(支局。税務署、管財支所及び出張所)

第二十条 大蔵大臣は。局務の一部を分掌せしめるため、所要の地に。財務局の支局。税務署。管財支所及び出張所を設け得ることである。その名称。位置。管轄区域。所掌事務の範囲及び内務組織は。大蔵省で定める。

(税務署の附屬機関)

第二十一条 左の表の上欄に掲げる機關は税務署の附屬機關として置かれるものとし。その設置の目的は。それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	名	目的
財 務 省 会 計 局	税務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定に關し調査審議すること。	税務署長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額に關し調査審議すること。
増加所得税調査会		

第二款 税関

(所掌事務)

第二十二條 税関は、本省の所掌事務のうち、第九條第十号から第十五号までに掲げる事務及び左の事務をつかさどる。

一 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)による輸出貨物の取締を行うこと。

二 外國爲替の取締及び金、銀又は白金の地金及び合金の輸出入の取締を行うこと。

三 貨物の収容並びに收容貨物の管理及び処分を行うこと。

四 輸出入貨物に対し内國税を賦課徴収すること。

（名称。税関及び管轄区域）
 第二十二條 税関の名称。税関及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	税関	管轄区域
横浜税関	横浜市	直轄 神奈川縣 川崎縣 宮城縣 茨城縣
神戸税関	神戸市	新加坡 神戶縣 山形縣
大阪税関	大阪市	京都府 香川縣 島根縣 鳥取縣
名古屋税関	名古屋市	愛知縣 三重縣 岐阜縣 長野縣
門司税関	門司市	福岡縣 山口縣 佐賀縣 長崎縣
函館税関	函館市	北海道 秋田縣 岩手縣 青森縣

（内部部局）

第二十三條 税関は、税関長官身及び左の三部を置く。

監視部

業務部

検査部

前項に定めるものの外、税関の内部部局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

（支店。出張所及び管轄区域）

第二十四條 大蔵大臣は、税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所掌の地に、税関の支署、出張所及び管轄区域並びに支署の出張所及び出張所を設け得る。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内証組織は、大蔵省令で定める。

第三章 外局

(設置)

第二十次條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

造幣廳

印刷廳

第一節 証券取引委員会

(組織及び所掌事務)

第二十次條 証券取引委員会の組織及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別な職)

第二十次條 証券取引委員会の事務局に次長を置く。次長は、局長を助け、屬務を整理する。

第二節 造幣廳

(所在地及び長)

第二十次條 造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

(内部部局)

第三十條 造幣廳に、左の二部を置く。

總務部

作業部

(總務部の事務)

第三十次條 總務部においては、造幣廳の所管行政に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び隨印を管守すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

(権限)
第二十次條 造幣廳長官は、その所管事務を執行するため、第四條第一号から第三号まで、第四條第二号及び第三号(第四十三号)に掲げる権限を行使する。

四 圖書を管理し、雑誌を複製し、資料を収集し、これらに関する印刷物を製本又は刊行すること。

五 公文書等を整理し、編纂及び保存すること。

六 経費及び収入の手簿及び決算を複製し、会計事務を行い、会計を監査すること。

七 事務用紙及び事務用品を管理すること。

八 福利厚生施設を設け、これらに関する事務を執行すること。

九 福利厚生施設を維持管理すること。

十 福利厚生施設を維持管理すること。

十一 福利厚生施設を維持管理すること。

十二 福利厚生施設を維持管理すること。

十三 福利厚生施設を維持管理すること。

十四 福利厚生施設を維持管理すること。

十五 福利厚生施設を維持管理すること。

十六 福利厚生施設を維持管理すること。

十七 福利厚生施設を維持管理すること。

十八 福利厚生施設を維持管理すること。

十九 福利厚生施設を維持管理すること。

二十 福利厚生施設を維持管理すること。

二十一 福利厚生施設を維持管理すること。

二十二 福利厚生施設を維持管理すること。

二十三 福利厚生施設を維持管理すること。

二十四 福利厚生施設を維持管理すること。

二十五 福利厚生施設を維持管理すること。

二十六 福利厚生施設を維持管理すること。

二十七 福利厚生施設を維持管理すること。

二十八 福利厚生施設を維持管理すること。

二十九 福利厚生施設を維持管理すること。

三十 福利厚生施設を維持管理すること。

三十一 福利厚生施設を維持管理すること。

三十二 福利厚生施設を維持管理すること。

三十三 福利厚生施設を維持管理すること。

三十四 福利厚生施設を維持管理すること。

その名称、地位、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第三章 印刷局

（長）

第三十五條

印刷局長は、印刷局長官とする。

（内部部局）

第三十六條

印刷局長官は、印刷局長官とする。

業務部

製造部

（権限）

第三十九條

印刷局長は、その所管事務を遂行するため、第四條第一号から第四号まで及び第四十号から第四十二号までに掲げる権限を行使する。

（長官官房の事務）

第四十條

長官官房は、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に属すること。
- 二 殿長の職階、官階、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 長官の官印及び口印を管守すること。

四 調査を行い、統計を作成し、資料を収集し、これらに關する印刷物を頒布又は刊行すること。

五 公文書類を授受、送達、編集及び保存すること。

六 会計を監査すること。

七 職員の衛生、医療その他の福利衛生に關する施設をなし、これを管理すること。

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷局長の任務を遂行するため必要な事務で他部の所管に屬するものを行うこと。

（業務部の事務）

第四十一條

業務部は、左の事務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物並びに印刷局長の業務上必要を用紙類の製造計画を樹立すること。

- 二 官報、法令全書その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。
- 三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
- 四 入紙の製造の取締を行うこと。
- 五 印刷廠の業務上必要を物事を調達すること。
- 六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。
- 七 貯蓄貯蓄及び物品を管理すること。

第三十條 製造部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷廠の業務上必要を用紙類を製造すること。

- 二 関係印刷工場及び用紙類製造工場に対する技術及び作業を指導監督すること。
- 三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)

第四十條 印刷廠に、左の上欄に掲げる研究所及びその他の機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要を教習を行うこと。
病院	印刷廠内職員の診療を行うこと。

第二項に掲げる研究所及びその他の機関の内部組織は、大蔵省令で定める。

(出張所)

第四十^五條 大蔵大臣は、印刷廳の所掌事務の一部を分掌せしめるため、
岡山市、^(出雲市、松山市)高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。
その内部組織は、大蔵省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第四十^六條 大蔵省に置かれる職員の仕事、昇任、懲戒その他人事管理
に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十
号)の定めるところによる。

(定員)

第四十^七條 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(酒類配給公團)

第四十^八條 大蔵省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

酒類配給公團に關しては、酒類配給公團法(昭和二十二年法律第

百七十二号)の定めるところによる。

附 則

第四十^九條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但
し、第四十^六條中高等財務講習所官制の廃止に關する部分は、同年七
月二十日から施行する。

第四十^五條 左の勅令及び廢合は、廢止する。但し、法律(法律に基く命令を
含む。)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及び職員は、こ
の法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続する
ものとする。

- 大蔵省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)
- 経^済の再建整備に關する法律の施行に關する大蔵大臣主管事務の
所掌部局等に關する勅令(昭和二十一年勅令第五百四十四号)
- 大蔵省給與局臨時設置制(昭和二十一年勅令第三百四十号)
- 大蔵省管理局臨時設置制(昭和二十一年勅令第二百九十二号)

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）
 稅務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）
 財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）
 稅關官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）
 稅務署官制（明治三十三年勅令第二百四十二号）
 証券取引委員會事務局令（昭和二十三年政令第四百号）
 會計士管理委員會事務局令（昭和二十三年政令第四百六十七号）
 專賣局官制（大正十年勅令第三号）
 造幣局官制（明治三十三年勅令第四百号）
 造幣局に於ける金屬工藥品の製造に關する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十九号）
 印刷局官制（昭和十八年海令第八百九号）
 財産稅委員會官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）
 株式等評價委員會官制（昭和二十一年勅令第五百八十五号）

2
 稅制調査會官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）
 財政收支調整調査會官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）
 金融制度調査會官制（昭和二十一年勅令第五百九十七号）
 不動産評價委員會官制（昭和二十一年勅令第六百十一号）
 戰時補償特別稅務調査委員會官制（昭和二十二年勅令第二百二号）
 第四十五條但書及び前項但書の規定は、職員の規定に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

管理局の事務の一部を賠償特殊財産局に移す案について

管理局の事務の一部を賠償特殊財産局に移す案について

一三四 第一三三

一 管理局外國財産第一課、第二課及び管理課において所掌する事務は、その性質上、わが国内における企業の新陳整備、為替管理、証券行政と密接な関連を有するものである。これらの行政事務は、これを同一所管大臣の下に一体として行ふ必要があるのみならず、これらの事務の運営上においても財務局税務署等大蔵省の下部機構を援用せざれば、その円滑なる任務の遂行を期し得られるものではない。したがつてこれらの事務を大蔵省から他の行政機関へ移すことは、不適当と考ふる。

なお、他の行政機関へ移すこととの理由が、あるいは、連合國最高司令部民間資産管理局の事務に相当する日本政府領の事務を綜合統一する部局を設置しようといふよりな考案方に基くものとすれば同局の所掌する事務内容からいつてその部課間に移ると互に連絡がないから無意味であると考ふる。

(一) 外國財産第一課

(1) 外國財産第一課に在りては、戦時中の特殊財産（掠奪物件）を除く左の連合國財産の返還に關する事務を行つてゐる。

- (1) 石油施設（パイプライン、タンク、西石油会社關係）
- (2) その他の動産、不動産關係
- (3) 開戦時の税關滞貨
- (4) 株式
- (5) 外貨債

これらの事務は、戦時中の敵産管理法により処理された財産の後仕末であるから大蔵省で行うのが適當である。

今後の問題の中心は(4)及び(5)であるが、開戦時の税関滞留の返還は税関との関係において処理すべき点が極めて多く、株式の問題は企業の再建整備と為替の問題でありまた(5)の外貨債の処理も債券一般の問題と関連して大蔵省が当然所管すべき事項である。

(四) 連合國財産の返還の中心問題は、今後は財産返還自体から漸次利害関係者(日本側)に対する補償の問題に移行しつつあるが、補償問題は純粋の国内問題であり、予算にその重点がある。

(備考)

尙、昭和二十三年二月外務省に特殊財産局が設置せられ、連合國財産の返還に関與することが官制上定められたが、右の事務の範囲は、従来内務省が所管していた移轉物件の調査返還事務が、移管されたものに限られ、在日連合國財産の返還は敵産管理事務の継続として大蔵省のみによつて処理されて来た。このことは、特殊財産局の設置に當つての大蔵省管理局長と外務省特殊財産局

長との別紙了解事項に明かである。

(二) 外國財産第二課

(1) 外國財産第二課においては次の通りである。

- (1) 特定人(戦犯容疑者)財産の管理、調査、統計
- (2) 特定国(ドイツ、イタリー、ハンガリー、ブルガリア、タイ、フィンランド、ルーマニア)人財産の管理、処分、調査、統計及び移動

右(1)については特定人の財産は全部差押をすることになつており、差押手続は國稅徵收法に基き、稅務署をして爲さしめて居る。

- (2) については
 - (イ) 動産、不動産等については、その管理の必要上、差押を前送としてあり、これが爲には右(1)と同様國稅徵收法に基き稅務署をして爲さしめてあり、
 - (ロ) 株式及び其の他投資については、爲替及び外資導入等は

企業再建整備と密接な関係がある。

(四) 結論

以上の観点からして、これらの事務は絶対に、大蔵省において担当すべきものである。

(三) 管理課

管理課関係の事務の内問題となるものは次の通りである。

- (1) 在外財産の調査及びその処理
- (2) 渉外負債の調査及びその処理
- (3) 在外会社の在り資産の処理

(1)の在外財産の調査及びその処理は、外地において発行された通貨の問題、金融協定に基く債務の問題等との関連において不可分の関係にあり而もこれら負債はその事務の性算上大蔵省において処理すべき事項である。

尙在外財産調査は既に完了しておりこれに対する国内補償の問題

も当然大蔵省において所管すべきものである。

(2)の在外会社の在り資産の処理の問題は純然たる国内問題で事務の性質から云えば、企業整備と同性質のものである。

以上の事務内容から云つて大蔵省に帰属せしめねばならぬ事務である。

日 本 政 府

管理職の職務の一掃を監督警察制を以て
之を以てする

(二四 四一三)

一 管理職は國庫財産第一課、第二課及び管理課において所掌する職務
付、その性質上、わが國內における企業の再建準備、爲替管理、証
書行政と極めて多岐を關連を有するものなつて、これらの行政事
務は、これを同一所管大臣の下に一体として行う必要があるのみを
ら、これらの職務の運営上においても財務局税務署等大蔵省の下
組織を使用せられ、その必要なる任務の遂行を期し得られるも
のなすをいふしたるはつてこれらの事務を大蔵省から他の行政機關へ
移すこと、すは不適当と考ふる。なお、他の行政機關へ移すことの理
由は、あるに付、該會社役員司令部民間事業者管理局の職務に相當す
る日本政府の財政を綜合統一するの爲めを設けしやうといふやうな
長見片に基くものとなし、且つ同局の所掌する職務内容からいつてその
組織に、ほとんど相互に連絡がないから無意味であると考ふる。

大 藏 省

原本不明瞭

裏面白紙

日 本 政 府

二 本館・管理事務の具体的な内容からみても左の如き理由により大
蔵省に存続することの必要とする。

大 蔵 省

原 本 不 明 瞭

裏 面 白 紙

府 政 本 日

(一) 外債財源第一

(4) 外債財源第一にしては、戦中の特殊財源（壕壑物産）を

除く左の適合財源の返還に期する事案を行つてゐる。

(2) 石油施設（ライジンダサン及スタンダード両石油会社関係）

(2) その他の財産・不動産関係

(3) 戦時中の税関物資

(4) 株式

(5) 外貨債

これらの財源は、戦時中の政策管理法により処理されたる財源の後仕立てであるから大蔵省で行うのが適當である。

今後の問題の中心は(4)(5)を以ては、戦時中の税関物資の返還は、税関との関係に於いて是等々々を以て、株式の返還は企業の本格整備と軍事の準備とあり、(5)の外貨債の返還も債権一般の問題と關連して大蔵省が当然所管すべき事項である。

大 蔵 省

原本不明瞭

裏面白紙

日 本 政 府

(四) 連合國財産の返還の中心問題は、今後の日露返還自体から漸次利害関係者（日本側）に対する補償の問題に移行しつつあるが、補償問題は純粋の國內問題であり、予算にその重点がある。

(備考)

尙、昭和二十三年二月外務省に特殊財産局設置せられ、連合國財産の返還に關することが官制上定められたが、右の事務の範圍は、従來内務省が所管していた被爆物件の調査返還事務が、移管されたものに限られ、在日連合國財産の返還は敵産管理事務の業務として大藏省のみによつて処理されて来た。このことけ、特殊財産局の設置に當つて、大藏省官制局長と外務省特殊財産局長との協同作業の開始に關するものがある。

日 本 政 府

(一) 外務省特殊財産二課にかゝつては次の通りである。

(1) 特定人（被爆者等）財産の管理、調査、統計。

裏面白紙

日 本 政 府

(2) 英、米、日、露、独逸、ハンカリー、ブルガリア、タイ、フィンランド、ルーマニア人財産の管理、処分、調査、統計及び事務

石(1)については管掌人の調査付令照会押をすることになつてお
り、各押手續と納税徴収法に基き、税務課として爲さしめて居る。
(2)については

大

(1) 不動産、不動産等については、その管理の必要上、差押を
前掲としておき、これが爲り石(1)と同様納税徴収法に基
き、税務課として爲さしめておき、
(4) 株式及び其の他投資については、露露及び外資導入或は
企業建設等と密接な關係がある。 省

(四) 結論

以上の要点からして、これらの事務は概して、大蔵省に於いて担
当すべきものである。

日 本 政 府

裏面白紙

府 政 本 日

管理關係の事務の内閣とをるものは次の通りである。

- (1) 在外財産の調査及びその処理
- (2) 在外債権の調査及びその処理
- (3) 在外会計の存内資産の処理

(1)の在外財産の調査及びその処理は、外債に於いて発行された通貨の償還、取替等に於いて事務の明瞭等との関連に於いて不可分の關係にあり、前記の如く責任の所在の事務の性質上大蔵省に於いて処理すべき事項である。

尚、在外財産調査は既に完了してあり、これに對する國內補償の問題も、當該大臣省に於いて所管すべきものである。

(3)の在外会計の存内資産の処理の問題は、純然たる國內問題である。の性質から云えば、金貨事務と同性質のものである。

以上の事務内容から見て、大蔵省に帰属せしめねばならぬ事務である。

裏面白紙

府 政 本 目

賠償臨時設置法（案）

- 第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、賠償廳を設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。
- 一 連合國最高司令部民間財産管理局の所管財産事務に關し、連合國官憲との一元的連絡に關する事項
 - 二 賠償實施の基本的事項の企画立案に關する事項
 - 三 賠償實施に關する作業責任官廳の事務の綜合調整、推進及び賠償施設処置費の使途の必要な場合における監査に關する事項
 - 四 賠償物件の引渡しに關する事項
 - 五 賠償に關する調査に關する事項
 - 六 賠償施設を除く連合國最高司令部民間財産管理局の所管する財産（以下これを特殊財産と稱す）に關する指令實施のための企画立案に關する事項
 - 七 特殊財産に關する關係官公廳の事務の綜合調整並びに推進に

大 藏 省

裏面白紙

府 政 本 目

關する事項

八 他官廳の所管に属しない特殊財産の調査、保管、輸送、返還及び処分等に関する事項

第二條 賠償廳に長官官房及び左の二部を置く。

賠償部

特殊財産部

第三條 長官官房においては、人事、文書、會計及び庶務に関する事務を掌る。

第四條 賠償部においては、第一條第一項より第五項までの事務を掌る。

第五條 特殊財産部においては、第一條第二項及び第六項より第八項までの事務を掌る。

第六條 賠償廳に長官を置く。
長官は國務大臣をもつてこれに充てる。

大 藏 省

裏面白紙

府 政 本 目

長官は、廳務を統理し、所部の職員及び賠償廳の事務に關して
外務省連絡地方事務局の長を指揮監督する。

第七條 賠償廳におかれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理
に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

第八條 賠償廳におかれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

この法律は昭和二十四年六月一日からこれを施行する。

大 藏 省

裏 面 白 紙

日 本 國 政 府

連合軍最高司令部民間財産管理頭局
關係事務處理に關する了解事項

連合軍最高司令部民間財産管理頭局關係の事務に關する外務省特殊財産局と大蔵省管理頭局との關係は從前の終戰連絡中央事務局と大蔵省管理頭局との關係に準じ司令部民間財産管理頭局の要求を充足する爲今後一層緊密に協力する。

兩者の官制に付爲念左の通り了解する

一、外務省官制第八條の「返還すべき物件」とは元内務省調査第二課の所管の財産を意味する。

二、大蔵省管理頭局臨時假制第一條の外國人の財産に關する事務中在日外交官（樞軸職を含む）の在日財産の調査事務は外務省の所管とする。

又同條の事務にして大東亞省の所管に屬せる事務の調査事務は外務省の所管とする。

大 藏 省

裏 面 白 紙

日 本 國 政 府

三 外國人財産の調査事務にして各省にまたかる事務は外務省においてこれを取りまとめる。

四 津合人財産の返還に關する事務にして地方軍政部に対する連絡事務は外務省において協力する。

五 重要なる政策に關係ある事務は兩者において緊密に協議する。

昭和二十三年二月一日

外務省 特殊財産局長

大蔵省 管理局長

大 藏 省

裏 面 白 紙

府 政 國 本 目

(参考)

大蔵省管理局臨時設置制 (昭和二十一年勅令第二九二号) 沿革

臨時に大蔵省に管理局を置き、左の事務を掌らせる。

- 一 外國又は外國人(外國人が經營を支配する本邦法人を含む。)の財産で本邦に在るものに関する事項

外務省官制沿革

第八條 特殊財産局ニ於テハ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及処分其ノ他特殊財産ニ關スル事務ヲ掌ル

大 蔵 省

裏面白紙

国の財政総括、二府から地方の共同化

大蔵省設置法案に対する修正意見

(四二四四一五)
地方財政委員会
総理事官 白根 謙

一、第四條第十九号を次のように改めること。(一般の概況)

十九、國の財政及び税制に影響を及ぼす地方公共団体の財政制度及び税制の企画、立案及び運営に關し、國の財政運営の適正化を期すも立場から必要なる意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

二、第八條第十七号を次のように改めること。(主計局關係)

十七、國の歳出に影響を及ぼす地方公共団体の予算并その他歳出制度の企画、立案及び運営に關し、國の財政運営の適正化を期すも立場から必要なる意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

三、第九條第一項第十六号を次のように改めること。(主税局關係)

十六、地方税の設定及び変更について、内閣総理大臣に対し、地方税務議会の審査を請求すること。

四、第十條第七号を次のように改めること。

七、地方債に關し、内閣総理大臣の協賛に依すること。

秘

大藏省設置法 目次

第一章 總則 (第一條 - 第二條)

第二章 本

第一節 内部部局 (第五條 - 第十二條)

第二節 附屬機關 (第十三條 - 第十四條)

第三節 地方支分部局 (第十五條 - 第二十五條)

第一款 郵務局 (第十六條 - 第二十二條)

第二款 税関 (第二十三條 - 第二十六條)

第三章 外局 (第二十七條 - 第四十一條)

第一節 証券取引委員會 (第二十八條 - 第二十九條)

第二節 造幣廠 (第三十條 - 第三十六條)

第三節 印刷行 (第三十七條 - 第四十四條)

第四章 職員 (第四十五條 - 第四十六條)

第五章 公 司 (第四十七條)

4/15 周浪提出

- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員に左列の事項を委任し、その執行を監督すること。
- 七 職員の考課、懲戒、免職、退職、遺族の給付、これを管理すること。
- 八 職員の任用、昇進、降格、異動、これを管理すること。
- 九 労働組合の結成、これを管理すること。
- 十 労働争議の調停、仲裁、これを管理すること。
- 十一 労働者の福利、これを管理すること。
- 十二 労働者の教育、これを管理すること。
- 十三 国の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。
- 十四 国の予算及び決算を整理すること。
- 十五 国の予備費を管理すること。
- 十六 各省各庁の支分費、担行費又は支払の訂正を承認すること。
- 十七 各省各庁の小切手又は国庫金振替書につき、認証を行うこと。
- 十八 国の手続の執行に関し、報告の徴取、実地調査及び指示を行うこと。

- 十九 地方公共団体の職務を監督すること。
- 二十 内国税、関税及び酒税を賦課徴収すること。

内閣府

- 二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸借を決定すること。
- 二十二 船舶航行に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の乗降を管理すること。
- 二十三 税務、通関士及び税関、貨物取扱人の許可を与え、これを監督すること。
- 二十四 専売特許、パトロールに關するものを統制し、これを管理すること。
- 二十五 国庫財産を管理し、これを正當及び指示を行うこと。
- 二十六 普通財産を管理し、これを分すること。
- 二十七 国庫公務員の薪金の改定、維持及び管理に關する法令制定を行うこと。
- 二十八 薪給天引、積立金、口小、銀行等の処分を監督すること。
- 二十九 国庫金と山積、管理及び運用すること。
- 三十 国庫の収支、積立及び利率を行うこと。
- 三十一 国庫部預金を管理し、預金部資金を運用及び統制すること。
- 三十二 国庫部日積助成金、これを管理及び運用すること。

原本不明瞭

三 外國為替を管理すること。但し、貨物の輸出入の割合
貨物の輸入額及び輸入品目別の取替（外國為替銀行の行の取替）及び取替を以て
其の比に外國為替を取り組まうて行つた貨物の輸入額及び輸入の取替を以て
四 銀行券、兌換券、兌換紙、兌換票その他の金證券を發行し、其の發行を監督
すること。

五 金融機関の取替及び金利を規制すること。
六 証券取引所を監督し、其の取替を監督すること。
七 証券業者及び証券業協会を監督し、其の取替を監督すること。
八 株式又は社債の發行に關する簿記簿又は報告書を監督し、其の取替を監督すること。
九 商運取引所を監督し、其の取替を監督すること。

十 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士師）と合意し、其の取替を監督すること。
十一 商運の製造業者は製造業者と登録し、其の取替を監督すること。

十二 貨幣、金貨、紙幣、種切、合金及び合金工製品を製造し、其の取替を監督すること。
十三 黄金店の新製、不純及び品位の証明並びに銀物の試験を監督すること。
十四 日本銀行券、政府、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の郵便物を製造す
ること。

十五 官報、法令金書その他の印刷物を編集、製造及び發行すること。
十六 印刷物の業務上必要用紙を製造し、其の取替を監督すること。
十七 通貨の製造工場を管理及び監督すること。
十八 前各条に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む）に基き、各省に於て
せしめられた権限。

第三章 内部部局

（内部部局）
第五條 本省に、大臣官房及びその五局を置く。

主計局

主税局

理財局

習賦局

銀行局

大臣官房に調査部を置く。

主税局に査察部及び税関部を置く。

銀行局に検査部を置く。

(特別百職)

大臣官房に官房長を置く。官房長は、大臣官房の事務を総轄する。

主計局に次長二人を置く。次長は、局長を助け、局長を整理する。

(大臣官房の事務)

大臣官房に於いては、大藏省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 大臣の官印及び省印を管掌すること。

三 職員の職務、任免、分限、懲戒、職務、その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四 大藏省の機構、欠員及び要需に關し調査、企画及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 報道事務を統括すること。

九 公文書類を授受、発送、編集及び保存すること。

十 所管行政に關する調査、統計の作製、資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 経費及び收入の予算及び決算を作製し、會計事務を行い、會計を監督すること。

十三 印紙類を出納及び保管すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十六 専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督すること。

十七 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するに必要なる事務で他府及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。

二 調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。

（主計局の事務）

第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に關する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 国の予算及び決算を作成すること。

三 国の予算費を管理すること。

四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は充用を承認すること。

七 各省各庁の支出員担任表又は支払の計表を承認すること。

八 各省各庁の小切手及び同庫金振替書を認証すること。

九 各省各庁の支出員担任表の認証に關すること。

十 各省各庁の歳入、貸借、譲渡その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前各号及び規費法を承認すること。

十一 各省各庁の支出員及び出納員を監督すること。

十二 国の予算の執行に關し、報告の徴収、支拂監査及び指示を行うこと。

十三 各省各庁の歳入の徴収及び収納に關する事務の一般を管理すること。

十四 国の貸付金へ他の部局の所掌に属するものを除くことを管理すること。

十五 特別職である國家公務員等に關する給与制度を管理すること。

十六 國家公務員等の旅費その他の実費弁償の制度を管理すること。

十七 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

十八 地方公共団体の職務を監督すること。但し、収入に關するものを除く。

(主税局の事務)

第十九条 主税局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 租税制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 内国税を賦課徴収すること。
- 三 酒類等の生産及び販売を管理すること。
- 四 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これを営業者を監督すること。
- 五 酒類その他酒税課税物件の分析及び鑑定並びに偽造の試験、講習及び指導を行うこと。
- 六 税務代理士の許可を与え、これを監督すること。
- 七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸価格を調査決定する。
- 八 印紙を發行し、その積造の取締を行うこと。
- 九 酒税及びとん税を賦課徴収すること。
- 十 関税行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

十一 保税倉庫、保税工場その他の保税地域に關すること。

十二 税關貨物取扱人の許可を与え、これを監督すること。

十三 税關統計を収斂すること。

十四 大蔵省所管の税外諸收入を管理すること。

十五 税務職員の新練を行うこと。

十六 地方税、地方配付税その他の地方公共団体の収入に關すること。但し、

地方債に關するものを除く。

十七 査察部においては、前項第二号の事務のうち所得その他の課税標準の若しくは高額の増減、若しくは増加したる等についての調査、検査、犯則の取締及び滞納処分に關するものをつかさどる。

十八 税關部においては、第一項第一号の事務のうち酒税及びとん税に關するもの、同項第九号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税關職員に關するものをつかさどる。

(支税局の事務)

第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国庫收支の調整、財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整及び国内金融と国際金融との調整を図ること。
- 二 国庫制費、国庫制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。
- 三 国庫金を出納、管理及び運用すること。
- 四 国の保管金及び国が保管する有価証券を管理すること。
- 五 国債の発行、償還及び利払を行うこと。
- 六 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 七 地方債の発行、償還等を監督すること。
- 八 貨幣の紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。
- 九 日本銀行券の製造發行計画を樹立すること。
- 十 水田村日振助見返資金を管理及び運用すること。
- 十一 対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
- 十二 在外資金その他の在外財産を管理すること。

十三 クレジット、外貨債その他の渉外負債に関する事務を管理すること。

十四 前三号に掲げるものの外、外国為替の管理（貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得（外国為替銀行の行う処分及び取得を除く。）に関するもの並びに外国為替を取り組まざりて行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。）その他国際金融の調整を行うこと。

十五 外国居住者（外国に本店を有する法人を含む。）の在内地産を管理すること。

十六 黄金版の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十七 企業の監理に関すること。

十八 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行うこと。

十九 商取引所を廃止し、これを監督すること。

二十 商品券の取締を行うこと。

- 三 終戦処理費、特別財産の売却及び賠償金の徴収等を経営を行うこと。
- 三 政府の契約の特例に関する法律（昭和三十二年法律第六十号）を施行すること。
- 三 政府に対する債権の譲渡による支払請求の停止等に関する法律（昭和二十二年法律第六十一号）を施行すること。

三 賠償に関する義務を管理すること。

（管財局の事務）

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 国有財産の管理及び処分を統一し、必要を調整を行うこと。
- 三 国有財産の増減、増減額及び現状を明らかにすること。
- 四 普通財産を管理処分すること。
- 五 国の正貨を行使し、これを管理すること。
- 六 財産税及び相続税に係る物納の動産を管理処分すること。
- 七 国家公務員の給与の調査、維持及び管理に関し、提命調整すること。

八 賠償請求金、債権の賠償請求及び管理、保存及び徴収すること。

九 外国又は外国人、外国人の経営を支配する在外邦法人を含むものの在内地産を管理すること。

- 十 特定財産管理令（昭和二十年勅令第二百八十六号）を施行すること。
- 十一 留債取戻に関すること。

（銀行局の事務）

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 金融制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 復興金融金庫及び国民金融公庫を監督すること。
- 五 農林中央金庫及び勤工組合中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業及び無盡業を監督し、これを営む者と監督すること。
- 七 生命保険業及び損害保険業を監督し、これを営む者と監督すること。

- 八 信用協同組合（連合公債会）の設立及びその業務の監督に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 九 日本銀行の業務に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十 金融機關の資金の運用に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十一 金融機關の金利と調整に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十二 紙幣及び証券の取締に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十三 銀行等の登記に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十四 銀行等の監督に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十五 当せん金付証券の発行を管理し、その取締に關する法律（昭和十一年法律第二十號）
- 十六 検査部においでは、前條第三号から第八号までの事項のうち、金融機關の業務及び取達の検査に關するものをつかさどる。

第二節 附屬機關

（運輸講習所）

第十三條 第十四條に規定する附屬機關の外、本省の稅務講習所を置く。

一 稅務講習所は、大藏省の職員に対して、稅務行政に從事するに關し、必要の講習及訓練を行う機關とする。

二 稅務講習所に、支所を置く。

三 稅務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大藏省令で定める。

（その他の附屬機關）

第十四條 五の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
關稅新種審査會	關稅に關する新種について審査すること。
預金部資金運用審査會	大藏大臣の諮問に依りて、預金部資金の運用に關する事項について調査審査すること。
外國為替管理審査會	主務大臣の諮問に依りて外國為替の管理に關する事項について調査審査すること。

交付貸付金に際しての審査委員会

交付貸付金の審査に際しては、貸付金の用途、返済の保証、借入者の信用等を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

開業審査委員会

新規事業の開業に際しては、事業計画の妥当性、市場調査の結果、経営者の経験等を審査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

企業審査会

企業の経営状況や財務状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

特別融通損失審査会

特別融通による損失の発生状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

投資及び担保審査委員会

投資及び担保の審査に際しては、投資対象の信用状況、担保の価値等を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

債務処理に際しての審査委員会

債務処理に際しては、債務者の経営状況、債務の発生原因等を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

産業設備審査団損失審査会

産業設備審査団による損失の発生状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

中大高橋会

中大高橋会の運営状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

委員長及び副委員長審査会

委員長及び副委員長の選任状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

復興金融審査会

復興金融の審査に際しては、復興計画の進捗状況、資金の使途等を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

中大高橋会等審査委員会

中大高橋会等の審査に際しては、各団体の運営状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

戦時補償特別審査委員会

戦時補償特別審査委員会の審査に際しては、戦時補償の申請状況、補償の額等を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

中大高橋会等審査委員会

中大高橋会等の審査に際しては、各団体の運営状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

中大高橋会等審査委員会

中大高橋会等の審査に際しては、各団体の運営状況を調査し、必要に応じて、関係機関と連携して審査を行うこととする。

金利調整審議会

日本銀行政策の諮問に依りて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

国有財産調査審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の同金の収支、用途の廃止、所管移すその他必要措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を求めた国有財産の管理に關する整理手続について調査審議すること。

地方株式等証券審議会

財務局長の諮問に依りて、地方株式の課税標準に關し、株式の譲渡に關し、調査審議すること。

不動産証券審議会

財務局長の諮問に依りて、不動産の課税に關し、不動産の証券に關し、調査審議すること。

財産審議会

財務局長の諮問に依りて、財産の課税標準に關し、調査審議すること。

社手差内次処分等審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、社手差に新設で貸し付けらるる国有財産の譲与又は売却及びこの譲与に關する新設について調査審議すること。

地方株式契約審議会

財務局長の諮問に依りて、政府の契約の特例に關する案件に關し、地方株式の契約の申請について調査審議すること。

中央株式契約審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、政府の契約の特例に關する案件に關し、中央株式の契約の申請について調査審議すること。

専売事業審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、専売事業の推展に關し、調査審議すること。

国民金融審議会

国民金融公庫の總裁及び監事の推薦に依りて、調査審議すること。

証券取引調査会

大蔵大臣の諮問に依りて、証券取引の調査に關し、調査すること。

公認会計士審査会

大蔵大臣の諮問に依りて、公認会計士試験を行ふこと。

前項に掲げる附屬機関の組織、辦事手続及び委員その他の職員については、他の法律に法律に基き命令を合す。に別段の規定がある場合を除く外、法令で定めらる。

第三章 地方支分部局

(地方支分部局)

第十五條 本省に、右の地方支分部局を置く。

財務局

税関

裏面白紙

地方評議會	地方評議會	地方評議會	地方評議會	地方評議會
<p>地方評議會の議決に依りて、新産物の課税標準に關し、地方評議會の白紙に關し、地方評議會の議決すること。</p>	<p>地方評議會の議決に依りて、新産物の課税標準に關し、地方評議會の白紙に關し、地方評議會の議決すること。</p>	<p>地方評議會の議決に依りて、新産物の課税標準に關し、地方評議會の白紙に關し、地方評議會の議決すること。</p>	<p>地方評議會の議決に依りて、新産物の課税標準に關し、地方評議會の白紙に關し、地方評議會の議決すること。</p>	<p>地方評議會の議決に依りて、新産物の課税標準に關し、地方評議會の白紙に關し、地方評議會の議決すること。</p>

財産調査会	此の調査は、本官の所管事務の、本官の所管事務の改正次第に 従つて行はるべきものである。
増加所得税調査会	増加所得税の調査は、増加所得税の調査会に ついて行はるべきものである。
官地債権償還調査会	官地債権償還の調査は、官地債権償還の調査会 について行はるべきものである。

第三款 附則

(所管事務)

第二十三條 税関は、本官の所管事務の、本官の所管事務の改正次第に
従つて行はるべきものである。

一 貨物の検査並びに税金の徴収及び管理並びに課税を行ふこと。

二 輸出入貨物の検査及び課税並びに課税の徴収を行ふこと。

行ふこと

三 外國通貨の取替及び資金金の輸出入の取締を行ふこと。

四 輸出入貨物に對し内國税を賦課徴収すること。

(名称、位置及び管轄区域)。

第二十四條 税関の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横浜税関	横浜市	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 山梨県 新潟県 福井県 富山県 石川県
神戸税関	神戸市	兵庫県 岡山県 鳥取県 島根県 広島県 香川県
大阪税関	大阪市	大阪府 京都府 和歌山県 奈良県 滋賀県 福井県 石川県 富山県

名古屋税関	名古屋	愛知県	名古屋	長野県	静岡県
門司税関	門司	福岡県	門司	長野県	熱河県
西館税関	西館	北海道	秋田県	岩手県	青森県

(内部部局)

第二十五條 税関の税関長官等及びその三部を置く。

監視部

査察部

検査部

2 前項に定むるものの外、税関の組織の細目は、各該省令で定める。

(支署、出張所及び監視署)

第二十六條 税関の新設並にその一部を分掌せしむるもの、所定の地に、税関の支署、出張所、

税関及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

2 税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第三節 外局

(設置)

第二十七條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて大蔵省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

道庁廳

印刷局

第一節 証券取引委員会

(組織、権限及び所掌事務)

第二十八條 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別な職)

第二十九條 紅紙及び封筒の製造、印刷、保管及び運送を監督し、次長は、局長を助け、前項を整理する。

第二節 造幣總局

(任務及び長)

第三十條 造幣總局は、造幣事業を行ふことと主たる任務とする。

二 造幣總局の長は、造幣局長に任ぜらる。

(権限)

第三十一條 造幣總局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第三十二條 造幣總局は、左の二部を置く。

造幣部

作業部

(造幣部の任務)

第三十三條 造幣部においては、造幣總局の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び差印を管理すること。
- 三 職員の新入、任用、令限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関すること。
- 四 所掌行政に関する調査、統計の作成、資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を執行すること。
- 五 公文書類の授受、発送、録集及び保存すること。
- 六 経費及び収入の予算及び決算を作成し、会計事務を行い、会計を監査すること。
- 七 行政財産及び物品を管理すること。
- 八 造幣の需要、巨額その他の積貯庫に關する施設をなし、これを監理すること。
- 九 貨幣、兌換地金及び貴金屬地金を出納保管すること。
- 十 現金預り金を管理すること。

- 十一 製造品の受入及び検査を行うこと。
- 十二 所管行政の総合調整を行うこと。
- 十三 前各号に掲げるものの外、造幣廠の任務を遂行するための必要な事務で、作業部の所掌に属するものを行うこと。

(作業部の任務)

- 第三十四條 作業部においては、左の業務をつかさどる。
 - 一 債券を製造し、旧債券等を銷すこと。
 - 二 章はい、記章、証紙、金庫及び金庫工器具を製造すること。
 - 三 金銀その他の重要貴重品検査の施設及び研究すること。
 - 四 重要貴重品検査及び銷すの施設及び試験すること。
 - 五 貴重品検査の地金及び製品の品位を証明すること。
 - 六 貨幣地金その他の材料の検査を行うこと。

(研究所及び施設)

- 第三十五條 造幣廠には、所掌する業務の研究を行わせるため、研究所を、造幣廠内に設置し、その業務の遂行を助けるため、施設を置く。
- 2 研究所及び施設の内閣組織は、大蔵省令で定める。
- (支庁及び出張所)

第三十六條 造幣廠の所掌業務の一部を分掌させるため、東京府及び支那各府に、造幣出張所を設け、その名称、管轄区域及び内閣組織は、大蔵省令で定める。

第三節 印刷局

(任務及び長)

- 第三十七條 印刷局は、印刷業務を行うことと主たる任務とする。
- 2 印刷局長は、印刷局長官とする。

(権限)

第三十八條 印刷局は、その所掌業務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第三十七号から第四十六号までに掲げる権限を行使する。

(印刷局長)

第三十九條 印刷部に、長官佐官及びその部員置く

業務部

製造部

(長官官房の業務)

第四十條 長官官房に於ては、既述業務所屬業務に關し、左の業務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 長官の官印及び封筒を管理すること。
- 三 職員の職務、任免、令状、懲戒、昇格その他人事主には表裏及び訓練に關すること。
- 四 所管行政に關する調査、統計の作成、資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 五 公文書類を授受、発送、編集及び保存すること。
- 六 所管行政の考査を行うこと。
- 七 職員の新卒、退職その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

八 所管行政の統合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷部の任務を遂行するため必要な業務を他部の所掌に属さないものを行うこと。

(業務部の業務)

第四十一條 業務部には、左の業務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷計画並びに印刷機の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。
- 二 官表、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。
- 三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
- 四 寸入紙の製造の取締を行うこと。
- 五 印刷機の業務上必要な物資を調達すること。
- 六 経費及び收入の手算及び決算を作成し、会計業務を行うこと。
- 七 行政財産及び物資を管理すること。

(製造部の業務)

之 酒類配給公團に關しては、酒類配給公團法（昭和二十二年法律第七十二号）の定めるところによる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十一年七月一日から施行する。但し、附則第三項中高等財務講習所官制の廃止に關する部分は、同条十月二十日から施行する。
- 2 左の勅令及び政令は、公布の日から起し、若し法律に基く命令（命令）に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性とし、存続するものとする。
- 3 大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）
経者の所置整備に關する法律の施行に關する大蔵大臣官署事務の所掌部局等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百四十四号）
大蔵省給與局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百四十五号）
大蔵省管理員臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百九十二号）
高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

- 4 稅務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）
財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）
稅關官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）
稅務講習所（昭和二十五年勅令第二百四十一号）
証券取引委員会事務局令（昭和二十三年政令第四百四号）
会計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第六百六十七号）
証券取引官制（大正十一年勅令第三百号）
証券局官制（昭和四十三年勅令第四百十号）
証券局における全職工務員の設置に關する勅令（昭和二十一年勅令第二十九号）
証券局官制（昭和十八年勅令第八百九号）
- 5 第一項に基き、前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 6 政府職員の新設及び改定に關する法律（昭和二十三年法律第四十大号）の一部を次に示す。

第四條第二項中「、次は大臣官舎給料の法」を削る

同様第三項と次のように改める

3 内閣総理大臣は、責任の部員以外、各府省廳に在りて事務又は會計に關する事務を担当する職員のうちから、新給與實施法に關する部員として勲章、公費、公費を命ずることかできる。但し、部員となつた後、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

理由

國家行政組織法の施行に伴い、大臣官舎設置法を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

